

## 所得税の課税ベースの研究

——所得税の改革の方向性——

### 一 はじめに

伝統的には、包括的所得概念 (comprehensive income tax) が、税負担の公平を維持するための基本理念、あるいは理想的な所得概念としてわが国をはじめ各国の所得税制度の指導原理とされてきた。包括的所得概念については、金子宏教授の「租税法における所得概念の構成」において、すでに、二〇年余り前に研究がなされている。本稿では、そのような金子教授の先駆的研究から学びとったものを研究の基礎としつつ、その後の時代的背景の変化に対応して、課税ベースに対する考え方にどのような変容が生じたかということを明らかにすることにより、今後の税制改革の一助となることを目標とするものである。

### 阿 部 雪 子

まず、一九六〇年代後半以降、包括的所得概念と現行所得税制との乖離が明らかにされ、包括的所得税に代わる租税として個人の消費型所得税 (consumption-type or cash flow personal income tax) の議論が再燃した。消費型所得税は、個人の所得から貯蓄や投資を除外して算出された個人消費を基礎にして、そこから人的控除等を差し引いて算出された課税ベースに累進税率を適用して算出される消費型の直接税である。個人の消費型所得税の下では貯蓄や投資が課税ベースから除外されるため、包括的所得税の下で問題とされてきた貯蓄二重課税が回避され、現在消費と将来消費の選択に経済的中立性が確保されるほか、貯蓄や投資が促進され経済効果もたらされるとも言われている。個人の消費型所得税は消費支出税 (expenditure

(以下)ともよばれ、一九七〇年代以降、アメリカやイギリスにおいて、これに基づく税制改革案が相次いで提示されたが、制度として結実するには至らなかった。

本年、二月、アメリカ合衆国のブッシュ政権の経済リポートでは、税制改革の規準(criteria)として、公平性、経済成長、簡素が挙げられ、現行の所得税中心の租税体系の改革案として所得課税か消費課税かの選択肢が示される方向性が検討されている。

近年、経済活動の国際化にもなつて、資本の国際移動がますます激しくなるにつれて投資所得の課税が困難になりつつある。これに対応するため伝統的な包括的所得税と対照的な二元的所得税が注目されつつある。

そこで、本稿では、まず、取得型所得概念および消費型所得概念の歴史の変遷を明らかにした後、後者の所得概念を前提とする個人の消費型所得税の実行可能性を分析するとともにあわせて、アメリカ合衆国で仔細に検討された消費課税モデルを検証する。ついで、一九九〇年代北欧諸国で導入された二元的所得税が、わが国の金融所得課税の問題を解決するための有益な理論となり得るのかという問題意識に基づいて考察する。最後に、個人の消費型所得税と

二元的所得税を公平性、効率性の観点から論ずるとともに将来における所得税の課税ベースのあり方を考察する。

## 二 所得概念の類型

### (一) 消費型(支出型)所得概念

所得税は、一七九九年にイギリスにおいて、ナポレオン戦争の戦費調達手段として創設されて以来、各国でみられる租税となっている。わが国でも、明治二〇(一八八七)年に導入されて以来、所得税は、租税制度の基幹税として位置づけられている。その理由として、税収の確保が可能なことのほか、担税力に即した税負担の公平が可能であること、課税標準を算定するにあたって、人的控除や累進税率によって所得の再分配を果たすことが可能であること、税収の所得弾力性が高く、経済変動に対して経済安定の自動調整機能を有していること等が挙げられている。

一般に所得は、「財貨やサービスを利用することによって得られる効用(utility)ないし満足(satisfaction)」と定義され、それは金銭的価値で表現される。<sup>(1)</sup>所得概念は、基本的に二つの潮流に分けられる。一つは、収入(利得)のうち個人の消費する財貨・サービスの価値に充てら

れた部分を所得とし、蓄積（貯蓄・投資）は所得の範囲から除かれるという説であり、これを消費型所得概念（consumption type concept of income）あるいは支出型所得概念（expenditure type concept of income）とする。この考え方に基づく租税は、個人の消費もしくは支出を課税物件とする直接税で消費支出税（expenditure tax）といわれる。もっとも、一九七〇年代後半から一九八〇年代前半にかけて展開された個人の消費支出税の議論は、制度として実現するまでには至らなかったが、租税体系を議論するうえで多くの示唆を与えるものであった。

もう一つは、取得型（発生型）所得概念（accrual type concept of income）であり、「一定期間のあいだに個人が新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得（gain）<sup>(2)</sup>」を所得とする説であり、これには、所得を狭く捉える制限的所得概念（所得源泉説）と今日支配的に受け入れられている包括的所得概念（純資産増加説）がある。

- (一) 取得型（発生型）所得概念
- ① 制限的所得概念

制限的所得概念の考え方は、イギリスをはじめヨーロッパ

諸国の所得税制度において支持され、わが国でも、戦前はこの概念が採用されてきた。一般に、制限的所得概念は、所得源泉説ともいわれ、大別すると、「生産力説、反復説、継続的源泉説」の三説に分けられる。

まず第一の生産力説は、経済活動から生じる収入のみを所得とするという説で、この代表的論者として、「ビールザック（Biersack, H.L.）」「ロッシャー（Roscher, W.）」「フォッケ（Vocke, W.）」「ヘルト（Held, A.）」「レクシス（Lexis）」等が挙げられる。<sup>(3)</sup> 第二に、利得の規則的反復性を特徴とする反復説は、たとえばプレーン（Plen, C.C.）の次の主張から明らかにされる。彼によれば、「所得の本質的特性のうちの一つは予期される反復（anticipated recurrence）」であり、「所得とは、本質的に反復する消費可能な反復的（あるいは周期的）に受領される富であり、その本質的な三つの特性は、受領性（receipt）、反復性（recurrence）、消費可能性（expendability）」であり、「主に時間の視点からみた富である」。このような反復説の代表的論者として「ヘルマン（Hermann）」「コーン（Cohn, G.）」「グーナー（Guth, F.）」「ワグナー（Wagner, A.）」等が挙げられる。

第三の継続的源泉説は、ドイツのノイマン (Neumann, J.) に代表される。ノイマンは、「規則的収入源泉からの通常の規則的結果」が所得であるというように、反覆するか否かに関係なく所得を捉えようとするところに他の二つの学説と比べて所得の範囲を広く構成するものとして理解することができる。さらに、その見解において、「所得を収入と区別し、収入を所得より広い概念ととらえ、金銭収入以外の形式による利得をも所得に含めている」点が注目される<sup>(5)</sup>。これらの制限的所得概念から導かれることは、その所得の範囲および各学説間での論者による見解の相違があるものの、いずれも、「相続、贈与、富くじなど一時的・偶発的・恩恵的利得は所得から除外される」のである<sup>(6)</sup>。

② 包括的所得概念

包括的所得概念の定義は、そもそもドイツの財政学者 シャンツ (Schanz, G.) が発表した「所得概念と所得税法」(一八九六年)の論文中に起源があるとされているが、これは、むしろ、「純資産増加説」として知られている。シャンツは、制限的所得概念の考え方を批判し、「所得とは、一経済体 (Wirtschaft) における所定期間中の純財産の増加である」として所得を包括的に定義し、「要素所得

だけでなく相続・贈与、富くじなどの一時的利得も、資産価値の増加、帰属所得」も所得に含まれるという見解を最初に示したといわれている。後に、シャンツの影響を受けたヘイグ (Haig, R.) とサイモンズ (Simons, H. C.) によってこの概念は踏襲されていく。ヘイグは、「所得とは、二つの時点の間における人の経済的能力の純増の貨幣価値である」と主張し、未実現利得や帰属所得、株式配当を所得として捉えるのである。このように、ヘイグの所得の捉え方はシャンツの所得概念に極めて近いものと考えられる。ただし、その前提がいくらか異なるといわれるようにシャンツは、観察および考察に基づいて担税力および行為能力の十分な測定として所得概念を明示したところにその特徴が見い出される。

ついて、一九三八年に発表されたサイモンズ (Simons, H. C.) の包括的所得概念の業績は、今日でも多くの人々に支持され、包括的所得といえばサイモンズのそれが有名である。サイモンズによれば、「個人の所得とは、消費に行使された権利の市場価値と一定期間の期首と期末での資産権の価値の変化の代数和である。換言すれば期末の資産に期間内の消費を加え期首の資産を差し引くだけで得られ

る。<sup>(9)</sup>この考え方の下では、いかなる源泉から生じたものかに関係なくすべての所得が課税対象となる。このように、所得を広く構成する包括的所得の定義は、一般に「ヘイグ II サイモンズ定義」あるいは、「シャイツ、ヘイグ、サイモンズ定義 (S-H-S Definition)」と呼ばれ、公平負担およびフィスカル・ポリシーの観点から好ましいことが認識され、担税力の指標として広く受け入れられている。

一九六〇年代、アメリカの税法学者ビトカー (Bitker, B.I.) によって、包括的所得概念と現行所得税との乖離が明らかにされる。ビトカーは、所得税には、「例外、優遇、抜け穴、漏出がある」とし、これによって「所得税の課税ベースが浸食 (erosion)」されていると叙述する。例えば、政府の移転所得や遺贈などの移転所得が課税所得から除外されていること、人的控除以外の州所得税等の控除について検討すべきこと、事業経費と生活費との按分を明瞭にすること、課税のタイミングとして未実現のキャピタル・ゲインの非課税の問題、優遇措置の問題等に言及し、<sup>(10)</sup>包括的所得税と実際の所得税制との齟齬を強く主張した。このようなビトカーのすぐれた分析は、消費型所得税理論の展開に大きな影響を与え、それは、一九七〇年代の消費課税論

に引き継がれていく。

### 三 消費課税論の系譜

(一) 一九七〇年以前の消費課税支持論

消費課税支持論のきざしは、一六五一年のホブズ (Hobbes, T.) の『リヴァイアサン』にまで遡るといわれる。ホブズは、「多く労働し、労働の果実を蓄え消費を儉約した者がなぜ、怠惰に生活し、したがって得るものも少なく、得たものすべてを消費してしまう者よりも、より多く課税されなければならないのか。しかも、このうちの一方が、共和国から多くの保護を受けているわけではないの<sup>(11)</sup>」と叙述する。古典派経済学者のジョン・スチュアート・ミル (Mill, J.S.) も「貯蓄を非課税としていないものは、いかなる形であれ真に公正な所得税とはいえないのである。そして、もしもある人がこの免税を企てて、一方の手で貯蓄すると同時に他方で負債を負うとか、あるいは前年において貯蓄をして免税されたものを翌年消費してしまふとかいうようなことを防止するように、……およそ貯蓄を免税にするという条項なしに所得税を設けてはならないのである<sup>(12)</sup>」と叙述し、所得に課税することは貯蓄に対して

も課税することとなり、不公平な貯蓄二重課税になるとして支出税を支持している。

一九三〇年代、フィッシャー (Fisher, I.) によって所得が消費として明確に定義づけられる。彼は、「所得とは、出来事の連続 (series of event)」であり、「近代の相対性理論によれば、根本的という実在は、物質、電気、空間、時間、命、あるいは精神ではなくて、出来事である。」ゆえに、「これらの出来事、すなわち、個人的精神の心理的経験が個人の最終的所得 (ultimate income) を構成する」という仮定から議論を始める。そして、最終的所得として、享樂所得を仮定するが、「享樂所得 (enjoyment income) とは心理的なもの」であり、これを測定するのは不可能であるから、これに近似する概念を論証していく。以上の分析から、彼は、「実質所得 (real income) によって享樂所得を間接的に測定できる」ということを明らかにする。

彼によれば、実質所得とは、「住宅の庇護、蓄音機またはラジオの音楽、衣服の使用、食物の摂取などを含んだ混在物であるからこれを容易に測定すること」は不可能であるという。そこで、彼は、生計費、つまり消費支出に着目

するのである。すなわち、「享樂所得、実質所得、生計費は所得の単なる三つの異なった段階にすぎず、これら三つの所得はすべて時間において正確に一致しないけれど、お互い近似するものであり、その不一致は実質所得と享樂所得との関係と同様に無視してもよいものである」として消費支出が実質所得に近似するものとして、これを課税標準とするのが公平であると考える。要するに、フィッシャーの所得概念は消費によって特徴づけられるのである。

一九五〇年代、ニコラス・カルドア (Kardor, N.) は、フィッシャーの議論を引き継ぐかたちで、その著作『支出税』(An Expenditure Tax) の中で総合消費税を提唱している。カルドアは、「支出を標準にするベースは、人々が共同のプールから汲みとる量に応じて彼らに課税するもので、彼らとそのプールへ注ぎ込む量に応じて課税しようとはしない」と主張する。要するに彼は、公平な税制を念頭において、それは、「同じ担税力あるいは支出能力をもつ人々が同一の税額を負担するように保障することを旨とするものである。別言すれば公平な税制の主要な問題は、同じ支出力をもつ人々は同じ税額を支払うべきということである」と述べて、これを支出税の決定的な論拠として位置

づけている。カルドアの提案は、その後インドとスリランカで実施されたが、いずれも短期間で廃止されている。

(一) 一九七〇年代の支出税論議

このような局面を一転させ、再び消費課税を支持したのは、前述したアメリカの税法学者ヒトカー (Blittker) とアンドリュース (W.D.Andrews) のすぐれた研究であり、これが契機となつて一九七七年、米国財務省の『基本的税制改革の青写真』(以下、これをブループリント (Blueprints) と言及する)、一九七八年のイギリスの『シード報告』、同年、スウェーデンの『ロディン報告』が相次いで発表された。これらは現行所得税に代替する租税として、消費課税を推進するものであった。<sup>(17)</sup>

一九七〇年代に支出税の理論が復活した理由として、一つに、未実現利得や帰属所得を課税対象に含めることは課税技術上、困難であることが認識され、所得を包括的に捉えるには限界があることが強く意識されたこと、もう一つは、オイルショック以降、特に、アメリカやイギリスで景気後退が深刻化し、世界経済が悪化し、その対策として、設備投資の促進や投資減税、あるいは貯蓄強化が図られた

こと、<sup>(19)</sup> 一方で所得税に対する貯蓄二重課税が強く意識されたこと等が挙げられる。<sup>(20)</sup> このような背景の下で「経済的効率が重視」されたことが根底にあり、所得税に代替する租税として消費型所得税 (支出税) に移行すべきであるという意識が、アメリカの税法学者アンドリュースをはじめ各国の租税専門家によって強まった。

(二) アンドリュースの消費型所得税論

カルドアの古典的支出税の問題点を克服しようとしたアンドリュース (Andrews, W.D.) は、消費型所得税を支持する論拠として、主として (i) 現行税制の貯蓄の二重課税の側面、(ii) 税負担の差別的な取扱いを指摘する。<sup>(21)</sup>

まず、第一の貯蓄二重課税について、アンドリュースは、貯蓄を将来消費 (consumption forgone) として位置づけ、貯蓄が課税ベースから除外されるべき理由を二点挙げている。一つは、「一般の歳入増税もその趣旨は、経済資源のうち個人消費を部分的に削減し、貧者への再分配も含めこれらの資源を民間の利用に解放することである。消費の削減が目的である以上、課税前の消費水準に応じて税負担を配分するのは公平」である。二つ目の理由として、彼

は、ホップスの議論を引用しながら貯蓄は、「一定期間に生産のために拠出した労働か、資本か、あるいは、その両方が同期間の個人消費に対して超過したその市場価値を表す」から、「この超過分に対して課税する根拠はない」と言う。

そして、最も洗練された第二の論拠として、価値増価型<sup>(23)</sup>税は、「現在消費より将来消費により重い最終的負担を創出するという差別的な取扱いにある」と言う<sup>(24)</sup>。他方、消費型所得税によるならば、「一律の負担を最終的に課すため価値増加型税 (accretion-tax) よりも中立的である」として「消費中立」の考え方を支持するのである。これらの点を前提にして、彼は、個人の課税所得から蓄積要素を除き個人消費のみを反映する簡素なキャッシュ・フロー・ベース (simple cash flow basis) によって所得を算出する消費型の直接税を提案する。

彼によれば、消費型所得税は、「税制の簡素化、経済的<sup>(25)</sup>効率性、公平性、あらゆる面で価値増価型税より優れている」と言うのである。つまり、この税では、事業・投資取引の取扱いは、単純なキャッシュ・フロー・ベースで算出されるから、「未実現の評価益 (unrealized appreciation)

や蓄積の混合的 (hybrid) な取扱いから生じる不公平 (in-equity) やゆがみ (distortion)、複雑さ (complexity) の問題も解決され、簡素な租税になる」と言うのである<sup>(26)</sup>。

以上の点を踏まえた上で、アンドリュースは、現行税制の早急な改革案として、「再投資されたキャピタル・ゲインを非課税にすること、通常税率で投資の取り崩し (disinvestment) に課税すること、承継した事業資産および投資資産に対しゼロ・ベースにすること、課税所得に対する最高税率の急激な引き下げに対応して高額所得納税者に対して、補完的<sup>(27)</sup>キャッシュ・フロー税を採用すること」を唱えるのである。結局、アンドリュースの消費型所得税は、個人の所得金額から貯蓄・投資を差し引いた差額の消費から一定の控除を差し引いて、これに累進税率を適用して算出される消費型の直接税ということになる。

もっとも、このような見解を消費型所得税の論拠構成の核心部分におくことの危険性については、ウォーレン (Warren, A.C.Jr.) によって言及されている。彼は、「貯蓄は、将来にわたって自由にできる以上、貯蓄者は、むしろ収入の貯蓄という形に表れる将来の生産への権利を保持することになるから、貯蓄は将来消費ではない。繰り延べ

られた消費 (consumption deferred) であると言う。結局、「将来の潜在的な消費は、時を経ても価値増加を生み出すから、貯蓄から生じる超過分の利益は、資産から生じる所得に他ならないのである」として貯蓄二重課税の考え方を否定している。

そもそも、「課税を理由に、納税者が、消費を縮小することも示すわけではないことは、担税力の最も公平な指標が消費であること」を示すわけではない、利子率への影響を考慮すると、価値増加型所得税は、投資された貯蓄の税引後収益を減少させてしまうため、現在か、あるいは将来かで異なる消費の偏向を持つ納税者の相対的地位を変えてしまう。そのような税引後収益の減少が、不当に差別的であると考えられている限り、消費型個人所得税が生涯の富の格差を緩和する力に欠けていることをその(税引き後利益の)減少と比較衡量しなければならぬ」と彼は、指摘する。ホップスの論題に対する適切な解答は、「結局、人が稼いだ後、消費していかないものに課税することは、より公平な富の配分のためには必要ということなのである。投資した貯蓄の税引き後の収益を縮小すること(繰り延べられた消費への差別的待遇)もまた、生涯の富の格差を緩和するため、必要

だと正当化できる。選択肢が個人所得税の消費型モデルと価値増価型モデルに限られている場合、公平性については後者の方が望ましい」というのがウォーレンの主張である。<sup>(28)</sup> 以上のような消費型所得税の論拠構成に対する批判も唱えられる一方で、アンドリュースによって新たな展開をみた支出税論は一九七〇年代より盛んに論じられるようになる。

#### 四 消費課税の展開

(一) ブラッド・フォードの消費課税構想

一九八〇年代、プリンストン大学経済学教授で全米経済研究所理事であったブラッドフォード (Bradford, D.F.) は、現行所得税は複雑で混乱しているとして次のような消費型モデルを提示する。①付加価値税 (VAT)、②小売売上税 (Retail Sales Tax)、③二段階キャッシュ・フロー税 (Two-Tiered Cash-Flow Tax, Modeled on the Hall-Rabushka Simple Flat Tax)、④純粋キャッシュ・フロー税 (Pure Cash-Flow Tax, Modeled on the Aaron-Galper Plan)、⑤ブループリントの支出税 (Blueprints Cash-Flow Tax)、⑥現行所得税に消費型規定を

段階的に導入するアプローチ、以上の消費課税モデルである。<sup>(29)</sup>以下、これらについて順次検討していく。

まず、第一の付加価値税と第二の小売売上税は、間接税の消費税で両者とも共通点が多いが、付加価値税は、事業者の付加価値に対して課税され、製造、卸、小売に対する多段階階級である。小売売上税は、事業者から購入する財やサービスに対して最終消費者が単一税率で課税される単段階階級である。付加価値税の方が課税ベースが広く所得税の税率の引き下げに対応する補完税として位置づけられている。

第三の二段階キャッシュ・フロー税は、ホール、ラプシユカ型のシンプル・フラット税の特徴を有していることからシンプル・フラット税ともよばれる。その仕組みは、(i) 個人労働報酬税 (individual compensation tax) と、(ii) 企業税 (business tax) の二つの税が統合されて、それぞれに単一税率(一九%)が適用される。たとえば、個人労働報酬税の課税ベースは、賃金、給料、年金給付等から、一定の控除を差し引いた残額である。もう一つの企業税の課税ベースは、付加価値であり企業が支払った労働報酬は、所得から控除される。売上は所得に算入され、

経常支出か資本支出かに関係なく購入財は、全て控除され、その残額に個人労働報酬と同率の単一税率が適用されるシステムである。これらの仕組みから、個人の労働所得税と企業税という二つの分離された税のようであるが、全体としてみると消費課税という特徴を有している。<sup>(30)</sup>

しかし、右に述べた基本となる二段階キャッシュ・フロー税は、応能負担という観点から批判が強かったため、これに代わる租税として、もう一つの二段階キャッシュ・フロー税が提案された。この税は、修正フラット税とも呼ばれ、その特徴は、前者の特徴であった単一税率に代えて二、三段階の累進税率が適用される。<sup>(31)</sup>

第四の純粹キャッシュ・フロー税の課税ベースは、個人の所得から貯蓄を差し引いて算出された個人消費である。労働や株式譲渡等から生じた現金収入に貯蓄の引き出しを加算した合計額から消費に含まれない非消費支出を差し引いて個人消費が算出される仕組みである。たとえば、非消費支出とは、医療費や国税など、政策的に選択された消費の概念に依拠したものとされている。この税の下では、企業に対する税は採用されない。

第五のブループリントのキャッシュ・フロー税は、前述

した純粹キャッシュ・フロー税と同様、個人消費を課税ベースとして、これに累進税率が適用される。この税の下ではいかなる法人税も採用されない。<sup>(32)</sup> 貯蓄の取扱いとして、「前納勘定方式 (tax-prepayment method)」と「適格勘定方式 (qualified accounts method)」の混合型が用いられ、これらの選択肢は個人に委ねられている。<sup>(33)</sup>

ブラッドフォードは、以上の消費型モデルを提示するとともに最後に現行所得税に消費型規則を段階的に導入するアプローチとして次の点を指摘する。(i) 租税回避可能な雇業者退職計画、事業主退職年金計画 (Keogh Plans)、個人退職勘定 (IRAs) などの貯蓄計画 (savings plans) への預け入れ、払い出しに対する制限を段階的に廃止すること、(ii) 租税回避可能な貯蓄計画からの引き出し金を除き、受取利息、配当、キャピタル・ゲインへの課税を段階的に廃止すること、(iii) 原則として、初年度、加速度減価償却 (accelerate depreciation) を行う。棚卸資産の購入については、即時、費用化すること、(iv) 適格勘定計画 (tax-qualified plan) からの借入は承認され、借入金は即時、課税対象とされ、二元金あるいは利子の返済は全額控除されること、(v) 投資税額控除などの貯蓄・投資

誘因を段階的に廃止すること、(vi) 適格勘定からの借入金を除き、支払利息に対する控除を段階的に廃止する、とういうものである。これらの中でも「現在の政策からの大きな飛躍は、利子の取扱い」であり、これは論争になりうる点であるとされているが、「消費戦略を導入する際に最も重要」であるとされている。<sup>(34)</sup>

以上の分析からブラッドフォードは、結論として、二段階キャッシュ・フロー税が見込みのあるモデルであると論じている。<sup>(35)</sup> もっとも、一九八四年一月の財務省報告では、公平、簡素、<sup>(36)</sup> 中立性が目標に掲げられ、税制改革案として、純粹フラット税、修正フラット税、支出税、付加価値税の四つの選択肢が示され、これらのうち、修正フラット税が最も見込みのある税であるとして、一九八六年のレーガン税制改革では、両院協議会において一五%、二八%の所得税のフラット化案が合意され、より包括的な所得税の課税ベースの定義と最高税率の引下げが組み合わされた修正フラット税が立法化されることとなった。八六年改革においては、「長期キャピタル・ゲイン課税、個人退職口座、利子控除などに変更」が加えられたが、大きな税制改正ではなかった。<sup>(37)</sup>

(二) 消費型所得税(支出税)の方向性とその評価

もっとも、本年、五月のブッシュ政権の経済レポートでは、現行税制を消費課税に改革するか、あるいは、純粹所得税により近づけるよう改革するかのいずれかの選択肢が提示され、合衆国では依然として消費課税が注目され税制改革案として論議されている。<sup>(38)</sup> 合衆国において再び消費課税構想が展開された理由として、周知のように所得税と消費税との混合型から生ずる現行所得税の複雑性、納税者の納税費用の増大、代替ミニマム税の複雑さの問題などが挙げられている。このため、本年二月の税制改革の主眼として簡素が目標として掲げられた。<sup>(39)</sup> しかし、ここで具体的に重要な点は、消費課税を執行するにあたっていかなる問題が現れるかということである。この点については、種々の問題点が挙げられているが、まずは行政上の問題と過渡期の問題について言及する。

まず第一に、行政上の問題として、源泉徴収(withholding)、情報記録(information reporting)、監査(audit)の問題が挙げられる。<sup>(40)</sup>

源泉徴収について、消費型所得税では、納税者の最終税負担は消費によって算定される。したがって、個人の年間

貯蓄と年間投資にも関連するため正確な源泉徴収は所得税よりも困難である。<sup>(41)</sup> ついで、情報記録(information reporting)は、「借入や贈与・遺贈、投資資産の購入や売却、年間の金融機関の貯蓄勘定の残高等についても徹底しなければならぬ。」最後に、監査の問題として、企業は財務諸表を作成するために発生主義を継続する一方で、消費型所得税を算出するために「現金主義へと移行する」と仮定すると、課税庁では、申告書を監査する際の会計帳簿や取引記録の処理能力は低下し、監査はより困難になるとされている。このような理由から、「課税庁の情報記録審査能力(ability to cross-check information report)の向上」が求められる。

第二に、過渡期の問題として、二つの点が挙げられる。一つは、現行税制が維持されるという予測の下で計画を立てた納税者の損失を最小化するという改正日以前に締結された取引については、これを除外するよう既得権に基づく規則を制定する必要がある。もう一つは、納税者の変化の程度が大きい時には、既得権よりも有効期日を延長したり段階的に導入することで影響を弱めるべきである。いずれにせよ、これらの点から明らかに消費型所得税の「執

行上の障害は、強固ではあるが絶対的なものではない」と考えられる。

しかしながら、所得課税の欠点は、ある意味で「政治的に動機付けられた行動の結果」でもあり、新たに消費課税へと税制を変更しただけではこの問題が回避されるとは限らない<sup>(42)</sup>。消費型所得税の基本概念を簡素にすることで課税ベースの「過度なイロージョン（侵食）もありうる」のであり、逆進性の問題や、医療費や教育費等に課税すべきか否かの問題も重要となる<sup>(43)</sup>。

以上は、アメリカにおける消費課税構想の下で繰り広げられた議論であるが、わが国でも、これまで述べてきたような税負担の平準化や貯蓄二重課税の回避による経済的中立性の側面、資本形成の有効性等、消費型所得税のメリットは広く承認されている。他方で、生涯所得のうち消費されない所得については、相続税や贈与税等の課税のあり方が重要な問題として挙げられている。いずれにしても、執行上の問題として、重要な銀行口座の把握体制も整備されていない事情から生じる納税者番号制度の整備等の課題が指摘される等、実行可能性の観点から問題が少なくない。このため、実現に向けた動きは見られておらず、現在、消

費型所得税の必要性の認識は必ずしも高くないのが現状と言えるだろう。

## 五 二元的所得税論

近年、資本の国際移動がますます増加するにつれて、投資所得に対する課税が困難となりつつある。そのため、北欧諸国で導入されている二元的所得税への関心が高まっている。この二元的所得税の課税理論の背後には、資本所得（金融所得を含む）課税に対する最適課税論の立場からの強い影響がある。最適課税論とは、課税の公平性と資源配分の効率性の双方を勘案しつつ、所得の異質性に着目し望ましい課税のあり方を立案しようとするものである。

これまで長い間、担税力に即した税負担の配分という観点から、勤労所得軽減、資本所得重課のシャープ勧告の考え方が認められてきたが、これとは対照的な最適課税論の下では、労働所得、事業所得、資産所得など源泉の異なる所得に応じて適切な課税方法が議論される。具体的には、資源配分の効率性からみて弾力性の高い資本所得には軽減し、弾力性の低い労働所得には重課するという理論である。一九九〇年代、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、

フィンランドの北欧四国において、二元的所得税が採用されたが、わが国でも、近時その理論が提唱され注目されつつある。以下では、まず北欧諸国における二元的所得税の導入の背景を明らかにする。<sup>(44)</sup>

一九九〇年代の北欧諸国の税制改革は、「他のOECD諸国の改革、すなわちアメリカ合衆国の一九八六年の税制改革の構想に多くの点で類似したものであった。すなわち、スカンジナビア諸国では、フリンジ・ベネフィットやキャピタル・ゲインが課税されるとともに特別控除等は廃止された。他方で、個人所得税や法人所得税の課税ベースを、拡大し、その歳入増を個人および法人の限界税率の引き下げに充当するというものであった。」しかし、北欧の新税制は、総合所得税(global income tax: DIT)の原理から離れ二元的所得税(dual income tax: DIT)とよばれる分類所得税制度に移行するものであった。二元的所得税とは、「資本所得には、低い比例税率で分離課税し、労働所得には、累進税率が適用される。法人には、資本所得に等しい税率で課税される」というシステムである。<sup>(45)</sup>

このような仕組みが、北欧で導入された背景として、次の諸点が挙げられる。①北欧は、国境を越えた経済圏を持

つ国であることから資本の海外流出が問題となり、資本所得には低税率で課税する方が効率的であると考えられたこと、<sup>(46)</sup>②「社会保障制度が充実しているため、貯蓄率が低く」資本形成が不足していたこと、<sup>(47)</sup>③従来の税制は、借入に対する支払利子が課税所得から控除されたため、「限界税率の高い納税者に有利となり不公平な税制」であるという意識が国民に強まったこと、④支払利子控除により、「資本所得課税から生じる税収に損失」が生じ、これを減殺するために資本所得税率の引下げが検討されたこと、<sup>(48)</sup>⑤「資本所得に累進課税を適用すると納税者の限界税率が同一でない場合、納税者間で貯蓄の税引き後の利益を異なつたものにするため、中立的でない」ということが認識されたこと、⑥消費課税支持者が支持するような生涯の観点を取り入れれば、資本所得に対して低税率で課税するのは合理的である点等が強く意識されたことである。<sup>(49)</sup>

しかし、自営業者や中小企業のオーナーの所得を労働所得と資本所得に区別することの困難性が指摘されている。つまり、二元的所得税制は、「高い限界税率の労働所得を低税率の資本所得に転換することによる新たな租税回避の余地を創る」という問題を孕んでいることは明かである。<sup>(50)</sup>

このような北欧特有の事情から採用された二元的所得税が、今後新たな税制として諸国の承認を得られるかについては慎重な見極めが必要であるが、わが国では少なくとも容易には認められ得ないと考えられる。

## 六 わが国の金融所得課税一体化の議論

近時、金融所得所得課税の一体化に関連して注目されている二元的所得税について、わが国の税制に即して検討してみると、わが国では、所得税法が創設されて以来、制限的所得概念の考え方に基づく分類所得税が採用されてきた。分類所得税とは、所得をその源泉ないし性質に応じて分類し、それぞれの所得ごとに別々に課税する方式である。昭和二二年の改正によって総合所得税が初めて採用され、昭和二五年のシャープ勧告によって包括的所得概念の考え方がさらに進められた。

現行所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて分類し、原則として各種所得金額を総合し、これに累進税率表を適用するものである。しかし、例外的に退職所得、山林所得、利子所得や配当所得の一部、譲渡所得の一部については、他の所得と総合せずにそれぞれ分離して課税する

ものとしている。分離課税は、いわば税負担を軽減あるいは加重するための政策目的を実現するための特別措置であり総合所得税を補完するものと位置づけられる。<sup>(51)</sup>

平成一六年政府税制調査会金融小委員会では、『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』において、「北欧諸国が二元的所得税を導入した際の課税ベースの拡大、海外への資本逃避防止、資本所得間の中立性の確保などの問題意識は、わが国の税制を考えるに当たっても重要」であるとして金融所得課税の方向性として北欧型の二元的所得税への関心が示された。<sup>(52)</sup>ここでは、具体的に預貯金の利子、株式の配当、株式の譲渡益（公社債の譲渡益を含む）などの金融所得を一つのカテゴリーに区分し、株式の譲渡損失の損益通算の範囲を金融所得全般にわたって拡大し、これに二〇%の申告分離課税を適用することが提起され、これに伴い選択的納税者番号制の採用が示唆された。もともと金融所得一体化は、「貯蓄から投資へ」の政策的要請を受けて提案されたものであるが、実際のところ、「課税の中立性のため、金融関連所得には同一の税率を適用すること、金融関連所得にかかる損失を他の金融関連所得と相殺（損益通算）する」<sup>(53)</sup>ことが趣意とされ、まさにこの点が

問われている。

## 七 総括―所得税改革の方向性―

所得税の課税ベースの問題として古くから争われている所得課税か消費課税かの議論は、今後の租税制度のあり方を議論するために重要な意味を持つと言える。本稿では、まず所得概念の二つの潮流を明らかにするとともに包括的所得概念と現行所得税との乖離から生じた所得税のゆがみや複雑さを克服するための代替案として提唱された消費課税ベースとする構想を、所得税と比較検討することによって制度として実行可能であるかどうかを言及した。

消費課税の考え方は、これまで、イギリスやアメリカ合衆国でも強く支持され、議会においても税制改革案として提唱されたが、本年二月のブッシュ政権の税制改革諮問委員会では、所得課税か消費課税かの選択肢が掲げられ消費課税の主要なアプローチとして、レীগン税制改革案でも取り上げられた小売売上税、付加価値税、フラット税、消費型所得税の四つのモデル案が提げられその改革案の検討が進められている。さらにそれを発展させた消費型所得税の構想が、十一月にも公にされようとしている。

そもそも、所得課税か消費課税かを比較考量する際には、実行可能性の他に消費課税に移行した場合、現行の所得課税に内在する問題点を解決できるかどうかを検討することが重要である。結論として、消費型所得税の下では、少なくとも源泉徴収や情報記録、監査等の行政上の問題や過渡期の問題が知られているが、結果としてこれらの問題点を克服した上で新たに消費型所得税制に変革しても、それだけでは、所得課税の問題点をすべて解決することにはなり得ない。そういう意味では、前述したように技術的問題、概念上の問題、政治的問題を区別して消費課税を考察することも重要である。周知のようにわが国では、納税者番号制度が整備されなければ消費課税は採択され得ない環境にある。このため、消費型所得税の実現に向けての動きはみられていないのが現状であるが、所得税に代替する租税として意識されている。

ついで、近時、金融所得の一元化に関連して注目されつつある二元的所得税をわが国の議論に即して検討したが、結局のところ、二元的所得税論は北欧諸国固有の事情の下で採用され、公平性よりも効率性を優先させようとする最適課税論と大きく関わっている。二元的所得税論は、課税

の公平性を前提にしたわが国の総合所得税の考え方とは対照的な理論と考えられる。

税制は、私的経済活動に大きな影響を与えることは広く認められていることであるから、効率性の追求はできるだけ私的経済活動の中立性の確保を通じて行われるべきであり、公平性と効率性がトレード・オフにある場合は、原則として公平性を優先すべきものと考えられる。<sup>(64)</sup>

現行税制では、株式等の譲渡所得は、申告分離課税であり、譲渡によって生じた損失は、他の所得との損益通算は認められないこととされているが、この点は、損益通算の趣旨とされる「投資資金の回収もしくは、リスクに対する公平性」を損なうものと考えることができる。昭和六三年に申告分離課税を導入する際の政府税制調査会の議論では、株式等の取引を把握するための納税者番号制度の未整備な事情の下では、他の所得と譲渡損失の損益通算は適当でないと考えられたが、このことが損益通算の趣旨にそって、他の所得との公平性を欠いたとしても、それは、前述した点に鑑みると致し方ないと考えられる。

したがって、金融所得の一体化については、効率性を重視した二元的所得税の考え方を重視した解決を図るよりも、

むしろ、税負担の公平性の観点から「投資資金の回収、もしくは、リスクに対する公平性の維持」を基準にして、包括的所得概念を前提にした損益通算制度の範囲の問題として解決されなければならないと考えられる。<sup>(65)</sup> 以上の課税ベースに関する基礎理論に対する本稿の検討が、将来の税制のデザインに少しでも役に立つならば、望外の喜びである。

- (1) 本稿では、所得概念の学説について多くを金子宏教授『所得概念の研究』有斐閣（一九九五年）に依拠している。金子・前掲書二三頁。例えば Seligman E.R.A. の所得の定義については、水野忠恒『租税法「第二版」』法律学大系、有斐閣（二〇〇五年）二二〇—二二二頁参照。
- (2) 金子・前掲注（一）一三一—一四頁。
- (3) 金子・前掲注（一）一六一—二二頁。
- (4) Plehn, C.C. の所得概念の「ごころ」は、The Concept of Income, As Recurrent Consumable Receipts, The American Economic Review, vol.56, (1924) 2-5.
- (5) Neumann, F. の見解については、金子・前掲注（一）一九—二〇頁。
- (6) 金子・前掲注（一）二〇—二二頁。

- (7) 筆者は Schanz, G. Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze, Finanz-Archiv (1896) を入手することができなかった。Schanz の所得概念については、谷口勢津夫「税制における担税力の意義」『税研』(二〇〇五年)三四頁参照。金子・前掲注(一)(一九九五年)一七頁、二〇頁。
- (8) Haig, R. の所得概念については、Wueller, P.H., Concept of Taxable Income II, The American Contribution, Political Science Quarterly, vol.53, (1938) 564. 参照。
- (9) Simons, H.C., Personal Income Taxation, University of Chicago Press (1938) 50.
- (10) Bittler, B.I. "A Comprehensive Tax Base as a goal of income Tax Reform", Harvard Law Review (1967) vol.80 No.5, 925. Bittler の包括的課税コースに対する批判論については、金子教授は Bittler の分析を採られたものと評価する一方で「所得税制度の理論の発展を無視するものでもり受け入れられた」とやわやわする(金子・前掲注(一)一五―一頁、一五―三頁)。
- (11) Hobbes, T. の主張については、Warren, A.C.Jr. "Fairness and a Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax", Harvard Law Review vol.88 (1975) 933. 参照。
- (12) Mill, J.S., Principles of Political Economy, bk. V, chap. II (1848) 815-819 (末永茂喜訳『経済学原理(五)』岩波書店、第五分冊(一九六三年)七七頁以下参照)。
- (13) Fisher, I. の所得概念については、Wueller, supra n. 8, 572-573. 参照。その他、Fisher の諸説については、馬場義久「I. フィッシャーの支出税論の特徴と問題点」『経済と経済』六六巻三号(一九八六年)、辻山栄子『所得概念と会計測定』(一九九一年)参照。
- (14) Wueller, supra n.8, 572.
- (15) Kaldor, N., An Expenditure Tax, Allen & Unwin, (1956) 53. (若手山栄三郎訳『総合消費税』東洋経済新報社(一九六三年)参照)。
- (16) Kaldor, supra n.15, 206.
- (17) U.S. Department of the Treasury, Blueprints for Basic Tax Reform, Washington (1977), Meade Committee, The Structure and Reform of Taxation, Allen & Unwin, London (1978) Lodin, S.O., Progressive Expenditure Tax An-Alternative, Liber Forlag, Stockholm (1978) 参照。各国の税制改革案の詳細については、阿部洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社(一九九四年)参照。

- (18) 金子宏「所得税の課税ベース—所得税の再検討を中心として—」『租税法研究』第一七号（一九八九年）三頁以下。
- (19) 水野忠恒「最近の税制論議について—支出税と法人税改革—」『租税法研究』五四五号（一九九五年）三四頁。水野前掲注（一）一二六頁。
- (20) 宮島・前掲注（一七）二七頁。
- (21) 租税法学会（シンポジウム）「所得税の課税ベース」『租税法研究』一七号（一九八九年）一三六頁（水野教授の発言）。
- (22) Andrews, W. D., A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax. Harvard Law Review, Vol.87, No.6 (April 1974) 1165-1166.
- (23) 本稿では、Andrews の定義による「増価型所得税 (accrual-type personal income)」を包括的所得税と同義のものとして捉え、これを現行所得税と基本的に同一のものとして叙述する。
- (24) Andrews, supra n.22, 1120. ただし、「価値増価型税と消費型所得税との根本的な違いは繰り延べにある」と述べられている。
- (25) Warren, A.C.Jr., Fairness and a Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax, 88 Harvard Law Review (1975) 931.
- (26) Andrews, supra n.22, 1115. 以下、Andrews は「非購買消費に課税せらるべきことを認めるが、それは非課税の問題であるとして、これを改めて深く言及していない。」
- (27) Andrews, supra n.22 (1974) 1188.
- (28) Warren は、Andrews の理論を詳細に分析するとともに、「税率が一定の場合、消費型所得税は資産からの所得を全額非課税とする税、つまり資金税と同等である」とことを明示している。(Warren supra n.25, 938.)
- (29) 消費課税モデルについては、David F. Bradford, Untangling the Income Tax, Harvard University Press (1986) Ch.5, 59-99, 参照。
- (30) Bradford, supra n.29, 76-77. Hall-Rabushka 型フリット税の特徴については、宮島洋「資金ベース法人税と Hall-Rabushka 型フリット税」『経済学論集』五二巻一号（一九八六年）七四頁以下参照。
- (31) Aaron や Galper (1984, 1985) によれば、①非慈善的贈与や遺贈を贈与者 (donor) の消費とみなす。②住宅は、前納勘定方式 (tax-prepayment method) で扱われ持ち家の購入控除は認められない。住宅サービスのフローへの課税や帰属の試みはない。③法人 (corporation) に対する税は、キャッシュ・フロー型で維持される、という

- ものである (Bradford, supra n.29, 89)。
- (32) 一九七七年の Blueprint (抜本的税制改革に関する財務省報告) の詳細については、宮島洋「アメリカの税制改革提案について」『経済学論集』五一巻三号(一九八五年)八〇頁参照。
- (33) Bradford, supra n.29, 93. つまりは、累進支出税の下で個人退職勘定 (IRAs, individual retirement accounts) や退職年金積立計画 (Keogh Plans) などの貯蓄は年金信託等の仲介機関と関連し、それは適格勘定 (qualified accounts) と呼ばれる。適格勘定からの払戻は課税ベースに算入され、その他の貯蓄・投資取引は前納勘定で算出される。
- (34) Bradford, supra n.29, 94, 98-99.
- (35) Bradford, supra n.29, 334.
- (36) 水野忠恒「税制簡素化の方向」『ジュリスト』七一五号(一九八〇年)九二、九六頁では、「税制の簡素化 (Tax Simplification)」とは、「税法の構造の合理性の追求であり、基本にあるのは納税者の便宜である」とされている。
- (37) 一九八六年の税制改革、いわゆるレーガン税制改革の中心テーマであったフラット税をめぐる議論の詳細については、島山武道「フラット税率論争」『ジュリスト』九六
- 四号(一九九〇年)一一五頁、一一八頁参照。
- (38) Economic Report of the President, Transmitted to the Congress February (2005) Together with The Annual Report of the Council of Economic Advisers, 77.82.
- (39) Economic Report, supra n38.91.
- (40) Graetz, M., J. Peckman, J.A., ed., What Should be Taxed Income or Expenditure?, Brookings Institution, (1980) 257.
- (41) Graetz supra n40.257. 支出税の下で、利子や配当は再投資されても課税されなかったため、これらに対する正確な源泉徴収は、困難であるとされている。
- (42) Kaldor, supra n15.217. つまり、株式市場取引によって支払伝票制度 (voucher system) の利用が提案されている。
- (43) Graetz, supra n40.260-261. 本論文におおむね Graetz は、支出税の移行措置の問題について詳細に検討している。
- (44) 金融資産所得の課税と二元的所得税の論点については、水野忠恒「金融資産収益の課税—金融課税の一体化」『日税研論集』五五号(二〇〇四年)、水野忠恒「所得税の改革—所得税の基礎理論をふまえて」『税研』二〇巻四号(二〇〇五年)、同、田中治「総合所得税と分類所得税」

- 同、増井良啓「金融所得課税の一体化における移行措置の重要性―株式譲渡損の扱いに関する若干の論点―参照。
- (45) Sorensen, P.B., From the Global Income Tax to the Dual Income Tax, Recent Tax Reforms in the Nordic Countries, International Tax and Public Finance, vol.1, (1994) 58.
- (46) Sorensen, supra n45:59. 北欧諸国の税制改革前の限界税率は、デンマークでは、一九八七年改革前四八・七三%、フィンランドでは、一九九三年改革前二五・五七%、ノルウェーでは、一九九二年改革前二六・五%―五〇%、スウェーデンでは、一九九一年改革前三六・七二%とされる。
- (47) Sorensen, supra n45:59.
- (48) 馬場義久「三元的所得税とは何か―理論的特徴・実際・含意―『税研』一〇三号(二〇〇二年)一八頁。
- (49) Sorensen, supra n45:62. この点についてデンマークの経済学者 Sorensen は、「課税後要素価格の変化が、労働所得には小さな代替効果 (small substitution effects) を、貯蓄には大きな代替効果を生じる場合、資本所得に比べ労働所得に高い税率を課すことはセカンド・ベストである」と指摘している。
- (50) Sorensen, supra n45:61. 例えば、労働所得と資本所得を区別する方法として、「事業所得者の資産所得を資本額
- などによって帰属計算し、この金額を差し引いた所得を勤労所得とみなす」取扱が必要であるとされている。
- (51) 田中・前掲注(四四)二十七頁。
- (52) 政府税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(二〇〇四年六月)二頁。
- (53) 水野忠恒「金融課税の一体化の位置付け」政府税制調査会金融小委員会(二〇〇四年四月二〇日)二頁。この報告書においては、金融課税の一体化の論点、課題、方向性が示されており示唆に富むものである。更に、水野・前掲注(一)一六〇―一六三頁参照。損益通算制度の根拠、損失の取扱については、水野忠恒「損益通算制度」『日税研論集』四七卷(二〇〇一年)七頁以下参照。
- (54) 金子宏『所得課税の法と政策』有斐閣(一九九六年)一五頁。
- (55) 水野・前掲注(五三)税調金融小委員会三頁。
- 二〇〇五年九月二〇日受稿  
二〇〇五年十一月二日レフェリーの審査  
をへて掲載決定
- (一橋大学大学院博士課程)